明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）

独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一二六）　一
〔告　示〕
○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（厚生労働三三一）　一
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　二
特殊法人等
平成二十六事業年度独立行政法人住宅金融支援機構の財務諸表、日本弁護士連合会懲戒の処分、国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、全国市町村職員共済組合連合会関係　四
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　三
会社その他
会社決算公告　五

省　令

○厚生労働省令第百二十六号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十条の規定に基づき、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年七月二十九日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令

食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一中第四百四十七号を第四百四十八号とし、第四十三号から第四百四十六号までを一号ずつ繰り下げ、第四十二号の次に次の一号を加える。

四十三　アンモニウムイソバレレート

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○厚生労働省告示第三百三十一号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十一条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次のように改正する。ただし、食肉製品のサルモネラ属菌に係る規格については、公布の日から六月以内に限り、なお従前の例によることができる。

平成二十七年七月二十九日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第1のDの清涼飲料水の目の3の⑵中「死滅させる」を「死滅させ、又は除去する」に、「殺菌していない」を「殺菌又は除菌を行わない」に改める。

第1のDの食肉製品の目の1の⑵の2のc中「（グラム陰性の無芽胞性の桿菌であつて、アセトイン陰性、リジン陽性、硫化水素陽性及びONPG陰性で、ブドウ糖を分解し、乳糖及び白糖を分解しない、運動性を有する通性嫌気性の菌をいう。以下同じ。）」を削る。

第2のCの11.のDL－アラニンの目の次に次のように加える。

アンモニウムイソバレレート

